

法政大学大学院チューターに関する規程

規定第1076号
一部改正 2014年4月1日 2015年4月1日
2016年4月1日
全部改正 2018年4月1日
一部改正 2019年4月1日
一部改正 2024年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、法政大学大学院チューターについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 大学院チューターは、第4条に定める大学院生等で、その専門的知識により主に下級生に対して研究活動における助言及び相談（以下「研究上の助言等」という。）を行う者とし、大学との間で業務委託契約を締結する。

(業務)

第3条 大学院チューターの業務は次の各号に掲げる事項について、研究上の助言等を行うものとする。

- (1) 大学院の授業内課題（レポート等）の作成
 - (2) 学位論文作成その他の研究及び学習上の事項
 - (3) 大学院生活に関する事項
 - (4) その他、前三号に関連する事項で研究科長会議が認めたもの
- 2 1名の大学院チューターが研究上の助言等を行うことができる大学院生等（以下、「利用学生」という。）は、年間3人を限度とする。ただし、研究科教授会又はインスティテュート運営委員会が必要と認めた場合にはその限りではない。

(申込要件)

第4条 大学院チューターに申し込むことができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本大学院修士課程に在籍する者。ただし、修士課程休学者を除く。
- (2) 本大学院博士後期課程に在籍する者
- (3) 本大学院修士課程を修了した者
- (4) 本大学院博士後期課程を満期退学した者
- (5) 本大学院で博士の学位を取得した者

(申込及び組合せ調整)

第5条 前条各号の一に該当し、大学院チューターを希望する者は、各年度において所定の期間内に「大学院チューター申込書」を各キャンパスの大学院担当事務局に提出する。

- 2 「大学院チューター申込書」を提出した者が現に在籍し又は過去において在籍した研究科教授会又はインスティテュート運営委員会は、委託者の適否及び利用学生との組合せの調整を行う。
- 3 前項の調整において利用学生の人数に不均衡があるときは、複数の研究科教授会又はインスティテュート運営委員会が連携して組合せの調整を行うことを妨げない。

(委託者の決定)

第6条 大学院チューター業務の委託は、職務権限規程に基づき決定する。

- 2 前項の決定がなされた場合、各キャンパスの大学院担当事務局は、大学院チューター業務の委託及び組合せの結果を速やかに公表しなければならない。

(委託期間)

第7条 大学院チューター業務の委託期間は、委託開始日の属する年度の末日までを上限に、個別契約において定める。

2 大学院チューター業務の再度の委託は、これを妨げない。

(報酬等)

第8条 大学院チューターの報酬は、別表に基づき支給する。

2 報酬の支払は、第9条に定める業務報告書に基づき、10月及び3月にまとめて行う。

3 大学院チューターが本大学院在籍者でない場合、若しくは本大学院在籍者であっても授業期間（補講及び定期試験期間を含む）外又は通学する校地と異なる校地で業務を行う場合は、第1項の報酬に加えて移動にかかる実費（JR100Km普通運賃相当額を限度とする）を支給する。

(業務報告書の提出)

第9条 大学院チューターは、業務の都度「大学院チューター業務報告書」を作成し、定められた期日までに各キャンパスの大学院担当事務局へ提出しなければならない。

(委託取消)

第10条 次の各号の一に該当したときは、委託期間内であっても大学院チューターとしての委託を取り消す。この場合において取消は、第1号及び第4号による場合を除き、当該大学院チューターの適否及び組合せ調整を行った研究科教授会又はインスティテュート運営委員会の議を経るものとする。

(1) 利用学生が本大学院を休学又は離籍したとき

(2) 利用学生が組合せ解除を求めたとき

(3) 大学院チューターとして相応しくない事実が判明したとき

(4) 本大学院修士課程に在籍する大学院チューターが休学又は離籍したとき

(5) 大学院チューターが組合せ解除を求めたとき

2 前項の場合であって、既に実施した未報告の業務があるときは、業務報告書の提出により報酬を支払うものとする。

3 委託の取消は、職務権限規程に基づき決定する。

(利用学生)

第11条 利用学生は、原則として外国人留学生とし、以下の各号の一に該当する者とする。

(1) 本学大学院修士課程又は博士後期課程に在籍する大学院生

(2) 研究科長又は専攻主任が必要と判断する研修生、研究生又は研究員

2 研究科長会議の議を経て特別な措置が必要であると認められた場合には、外国人留学生以外の者も利用学生とすることができる。

3 前2項に該当する者であっても、研究上の助言等を受ける期間において休学をしたときは、利用学生とすることができない。

(利用学生の希望申請)

第12条 利用学生となることを希望する者は、各年度において所定の期間内に所定の申請書を各キャンパスの大学院担当事務局に提出しなければならない。

(業務の開始)

第13条 大学院チューターと利用学生は、研究上の助言等の方法及び日時等について双方協議を行った上で、業務を開始するものとする。

(業務時間)

第14条 大学院チューターの報酬に上限を設ける。その細目は研究科長会議が決定し、各年度の「大学院チューター制度募集要項」に明記する。

2 1名の大学院チューターが同時に複数の利用学生に対して研究上の助言等を行うときは、その内容に関わらず、業務時間は利用学生の人数で除した時間とし、各人に対する業務時間を報告するものとする。

(業務上の助言)

第15条 大学院チューターは、必要に応じて利用学生の指導教員に助言を求めることができる。

第2章 その他

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、各キャンパスの大学院担当事務局が担当し、大学院事務部が統括する。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、研究科長会議の議を経て、職務権限規程に基づき行う。

付則

- 1 この規程は、2011年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2014年4月1日から一部改正し施行する。
- 3 この規程は、2015年4月1日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は、2016年4月1日から一部改正し施行する。
- 5 この規程は、2018年4月1日から全部改正し施行する。
- 6 この規程は、2019年4月1日から一部改正し施行する。
- 7 この規程は、2024年4月1日から一部改正し施行する。

別表

チューターの報酬

単価	
1時間	2,520円(消費税抜)

(追57)